具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込·円)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
	行政判例集成行政法総則 編ほか14点(概算契約)の 買入		株式会社ぎょうせい	3,761,450	令和6年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-

随意契約理由書

1 案件名称

行政判例集成行政法総則編ほか14点(概算契約)の買入

2 契約の相手方 株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点は、行政課において、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務の遂行に必要な参考書籍である。これらの書籍は、判例の解説や傾向、法改正の動向など法務事務を遂行する上で重要なものであり、特殊な書籍であるため、一般書店では通常取扱いがないものである。行政課の事務を円滑に進める上では、法律関係の情報や知識を遅滞なく入手することは不可欠であり、できるだけ当該書籍を安定的にかつ迅速に入手することが望ましいと考えるところ、当該書籍は株式会社ぎょうせいが出版元であり、他者が販売していない書籍であるため特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ (電話番号 06-6208-7442)

1